

チェンジ・ザ・生活習慣！

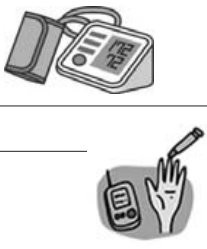
健幸教室のお知らせ

参加費

無料

糖尿病や高血圧などの生活習慣病は、自覚症状がないまま進むと言われていますが、生活習慣の改善によって予防できる病気です。

講話・運動実技・試食を通じて、健康づくりについて楽しく学べる教室です。また、血糖値測定や血圧測定を行っています。これを機に、生活習慣を見直してみませんか！

	血糖スリム教室	血管イキイキ教室
日 程	10月9日（水）	10月23日（水）
時 間 及 び 内 容	受付（血糖値・血圧の測定） 午前9時45分～10時 講話・運動実技・試食 午前10時～午後0時30分	
場 所	茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」 1階 健診室	
対 象	町内在住の40歳～74歳の方で ・血糖値や血圧値の数値を改善したい方（ご本人もしくはご家族） ・興味のある方	
持参するもの	水分補給用の飲み物、汗拭きタオル、ヨガマット（お持ちの方）※ ※血糖スリム教室のみで使用します。 ヨガマットをお持ちでない方は健康増進課で貸し出しします。	
定 員	各教室10人 ※定員になり次第締め切り	
申込方法	下記の電話または窓口にてお申し込みください。	
申込期間	9月17日（火）～10月2日（水）	9月17日（火）～10月16日（水）
運動実技講師	健康運動指導士	日本ウオーキング協会公認指導員
その他	・どちらか一方、または両日のご参加でもお申し込みできます。 ・運動のできる服装、靴（ひもタイプがあれば）でご参加ください。 ・やむを得ない状況により、日程が変更・中止になる場合があります。	

※茨城県公式健康推進アプリ「元気アップ！りいばらき」ポイント対象事業です。

当日、教室に参加された方には、ポイントが付与されます。

【申込み・問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134（直通）
茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内
（土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分）



茨城町公式SNSで情報発信中！

▶町公式
LINE



▶町公式
X



▶町公式
Instagram



定期新型コロナウイルス感染症予防接種のお知らせ

令和6年10月1日以降、新型コロナウイルス感染症予防接種は、定期接種として、下記のとおり接種を予定しています。

助成期間	10月1日(火)～令和7年3月31日(月) ※インフルエンザ予防接種とは終了時期が異なります。
対 象 と なる 方	茨城町に住民登録があり、接種日に ①満65歳以上の方 ※昭和34年10月1日以降に生まれた方は、65歳の誕生日の前日から接種できます。 ②満60歳から65歳未満で特定の障害のある方 身体障害者手帳（内部機能障害）1級に相当する方
自 己 負 担 額	新型コロナウイルス感染症予防接種は自由診療のため、公的医療保険制度の適用外であり、各医療機関の設定した金額が接種費用となります（おおむね15,300円程度と予想されます）。町では、令和6年度は公費での一部助成を行います。 助成額…1回限り10,300円（国8,300円+町2,000円） 【医療機関の設定した金額（おおむね15,300円）】－10,300円 ＝【自己負担額（おおむね5,000円程度）】 生活保護世帯の方は、実施医療機関へ証明書類を提出することで、無料で接種できます。
受 け 方	①県内の医療機関（茨城県医師会協力医療機関）へ予約をとります。 ②接種日に医療機関へ予診票・被保険者証をご持参ください。
予診票について	対象の方には9月中に予診票を郵送します。 下記に該当する方で予防接種を希望される方は、健康増進課までご連絡ください。 ①予診票を紛失された方 ②9月以降に転入された方 ③昭和35年1～3月生まれの方

生活保護世帯の方は、下記のいずれかの書類1点を接種時に実施医療機関へ提出することにより、無料で接種できます。

証明書類	備 考
生活保護受給者証の写し	有効期限内のもの
生活保護受給証明書（原本）	令和6年度発行の最新のもの

ご注意ください

▶予約に関して

インフルエンザ予防接種と同様に、医療機関に直接問い合わせ・予約をお願いします。町で運営する予約サイトやコールセンターはありませんのでご注意ください。

▶定期接種予防接種対象者以外の方

【任意接種】として全額自己負担にて接種を行うことができます。ご希望の際は、直接医療機関へお問い合わせをお願いします。**ただし、ワクチンの流通状況や医療機関のワクチン在庫状況により接種ができないことがあります。**

※掲載している情報は9月4日現在の情報です。最新の情報に関しては、下記のURLもしくは二次元バーコードから町ホームページをご確認ください。
https://www.town.ibaraki.lg.jp/gyousei/kurashitetuduki/kinkyu/corona/corona_notice/003044.html



▶予診票に関して

定期接種対象者の方には、9月中に、予診票と説明文書をインフルエンザ予防接種の予診票と同封して送付します。

【問合せ先】健康増進課 ☎ 029-240-7134（直通）
茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内

インフルエンザ予防接種のお知らせ

小児・高齢者のインフルエンザ予防接種の費用を一部助成します。希望する方は助成期間内に予防接種を受けましょう。

	小児（任意接種）	高齢者（定期接種）
助成期間	10月1日(火)～令和7年1月31日(金)	
対 象 と なる 方	茨城町に住民登録があり、助成期間内に1歳以上中学3年生まで 	茨城町に住民登録があり、接種日に ①満65歳以上の方 ※昭和34年10月1日以降に生まれた方は、65歳の誕生日の前日から接種できます。 ②満60歳から65歳未満で特定の障害のある方 身体障害者手帳（内部機能障害）1級に相当する方
助 成 額 及び回数	1回につき1,000円を助成（2回まで） ※実施医療機関に1,000円を差し引いた額をお支払いください。 生活保護世帯または町民税非課税世帯の方は実施医療機関へ証明書類を提出することで、無料で接種ができます。	2,000円を助成（1回限り） ※実施医療機関に2,000円を差し引いた額をお支払いください。
受 け 方	①町内または水戸市内にある医療機関（予診票に同封している医療機関一覧を参考にしてください）へ予約をとります。 ②接種日に医療機関へ本人確認書類・予診票・母子健康手帳をご持参ください。	①県内の医療機関（茨城県医師会協力医療機関）へ予約をとります。 ②接種日に医療機関へ予診票・被保険者証をご持参ください。
予診票について	対象の方には9月中に予診票を郵送します。 下記に該当する方で予防接種を希望される方は、健康増進課までご連絡ください。 ①予診票を紛失された方 ②9月以降に転入された方 ③昭和35年1月生まれの方 	

生活保護世帯・町民税非課税世帯の方は、下記のいずれかの書類1点を接種時に実施医療機関へ提出することにより、無料で接種できます。

証明書類	備 考
1 令和6年度 介護保険料額決定通知兼 特別徴収額通知書の写し	・令和6年度発行の最新のもの ・ <u>所得段階が第1～3段階の記載があるもの</u> ※紛失した場合は再発行できません。 該当でない方、紛失した方は2～5の書類をご利用ください。
2 生活保護受給者証の写し	有効期限内のもの
3 生活保護受給証明書（原本）	令和6年度発行の最新のもの
4 町民税非課税証明書（原本）	世帯全員分が必要
5 個人負担免除券（原本）	健康増進課で申請が必要 （詳細は予診票と同封している通知またはホームページをご確認ください）

【問合せ先】健康増進課 ☎ 029-240-7134（直通）
茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内

□ 申請について

世帯の状況により、申請が必要な場合と申請が不要場合があります。

申請が必要です	原則、申請は不要です
① 中学生以下の児童はいないが、高校生年代の児童を養育している	茨城町から児童手当または特例給付を受給している場合で、左記①～④に該当しない以下の方
② 所得制限により児童手当または特例給付を受給していない	・ 制度改正により支給額が増える方
③ 児童手当を受給中で、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している	・ 制度改正により手当額が変わらない方
④ 大学生年代の子に対して経済的負担があり、その子を含めて3人以上の児童を養育している	

申請が必要な方

	世帯状況	提出書類
新規申請	① 中学生以下の児童はいないが、高校生年代の児童を養育している	・ 8月26日付でこども課から発送された「令和6年度児童手当の制度改正による申請についてのお知らせ」に同封されている「 令和6年度児童手当申請書（認定請求書） 」 ・ 請求者及び配偶者の個人番号がわかるもの ・ 請求者名義の金融機関の通帳やキャッシュカードなど口座がわかるものの写し ・ 請求者が被用者（会社員など）の場合⇒健康保険被保険者証の写し
	② 所得制限により児童手当または特例給付を受給していない	
額改定（増額）申請	③ 児童手当を受給中で、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している	・ 8月26日付でこども課から発送された「令和6年度児童手当の制度改正のお知らせ」に同封されている「 支給継続（認定）通知書 」 ・ 「 監護相当・生計費負担についての確認書 」（用紙はこども課窓口もしくは町ホームページからダウンロードにより入手できます） ・ 子の個人番号がわかるもの
	④ 大学生年代の子に対して経済的負担があり、その子を含めて3人以上の児童を養育している	

留意事項

- ・ 住民登録等で確認できる該当者には、こども課から案内通知を発送しています。
通知が届かないが該当すると思われる方は、こども課にご連絡ください。
（案内通知は、8月1日時点の住民登録情報で発送しています）
- ・ 窓口が混雑することが予想されますので、申請等の際には時間に余裕をもって来庁してください。

申請方法

受付時間

申請期限

申請書類等をこども課窓口（町総合福祉センター「ゆうゆう館」1階）に提出、または郵送
午前8時30分～午後5時（水曜日は午後7時まで）
令和6年9月30日（月）（郵送の場合は必着） ※土・日・祝日を除く

【問合せ先】 こども課 ☎ 029-240-7144（直通）

子育て家庭の方へ大切なお知らせ

【令和6年10月】児童手当制度が変わります

□ 児童手当の拡充について

令和6年10月1日付で、児童手当が制度改正により拡充されます。

このため、令和6年6月分～9月分（10月4日支給分）までは現行制度、令和6年10月分以降は新制度に基づき、児童手当等が支給されます。

この制度改正により、現行の児童手当の受給状況にかかわらず、世帯の状況に応じて、改めて申請が必要になる場合があるため、8月26日付で該当者に案内通知を発送しました。

（受給者が公務員の場合は、案内が届いても手続きは職場で行うことになりますのでご注意ください）

□ 制度改正の内容

改正内容は、次のとおりです。

- （1）支給対象年齢の拡大
- （2）所得制限の撤廃
- （3）第3子加算額の増額
- （4）第3子加算（多子加算）のカウント方法の変更
- （5）支給期月の変更

	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分以降）
（1）支給対象	中学校修了までの児童 （15歳になった日以後の最初の3月31日まで）	高校生年代 までの児童 （18歳になった日以後の最初の3月31日まで）
（2）所得制限	所得制限・上限限度額あり 所得制限限度額：960万円未満 （年収ベース、夫婦とこども2人） ※年収1,200万円以上の者は対象外	所得制限なし
（3）手当月額	・ 0歳～3歳未満：15,000円 ・ 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・ 中学生：10,000円 ・ 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満一律：5,000円（特例給付）	・ 0歳～3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・ 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
（4）第3子加算（多子加算）の算定対象	18歳になった日以後の最初の3月31日までの子 ※ 児童手当受給者が生活費等の経済的負担をし、養育している場合のみ人数に含めます。	22歳になった日以後の最初の3月31日までの子 ※ 児童手当受給者が生活費等の経済的負担をし、養育している場合のみ人数に含めます。
（5）支給期月	3回（6月、10月、2月） 各前月までの4か月分	6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月） 各前月までの2か月分

□ 受給資格者

監護生計要件を満たす父母等

※父母ともに養育している場合、児童の生計を維持する程度の高い方（一般的には、父母のうち所得の高い方）に支給します。

※児童が施設に入所している場合は施設の設置者等

□ 児童手当支給日の変更

制度改正に伴い、令和6年12月支給分から支給日が15日に変更になる予定です。



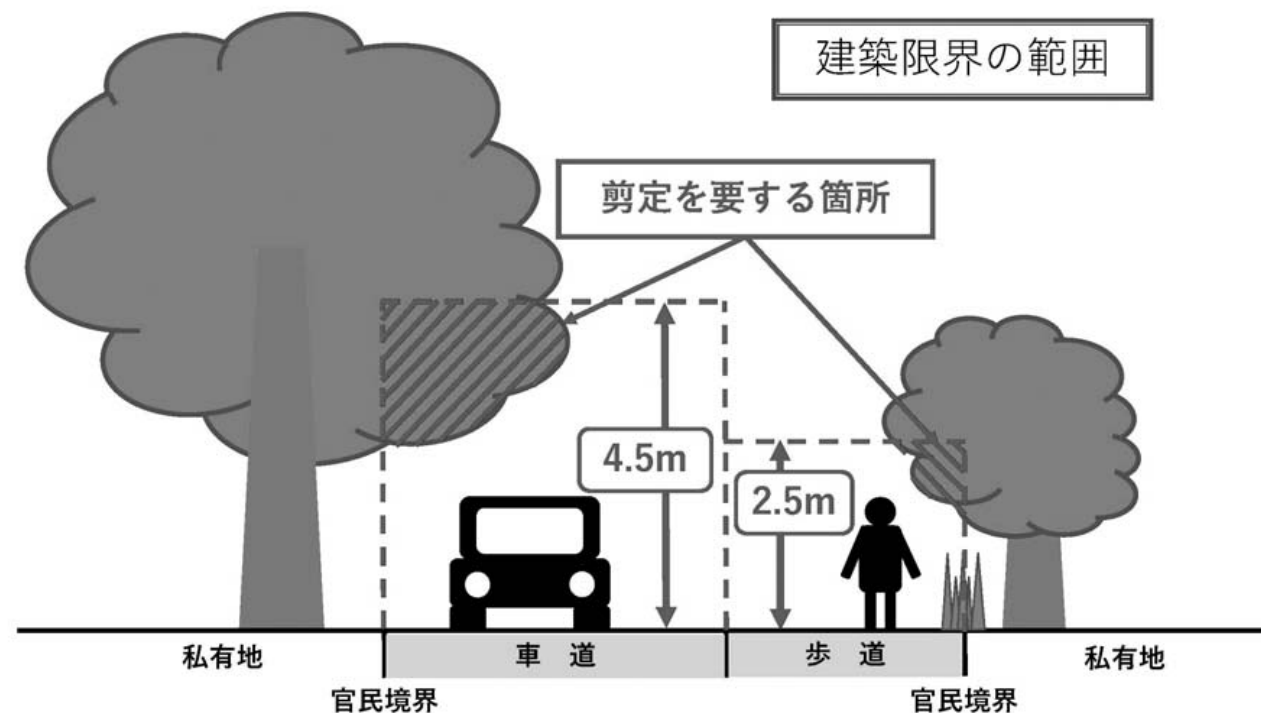
所有地から生える竹木等の管理のお願い

近年、個人所有地から道路等に張り出した枝木が、通行及び視界の妨げとなっており、危険であるといった通報が増えています。

個人所有地から生えている竹木や庭木はその土地の所有者に所有権があるため、道路等へ枝木が張り出している場合であっても、基本的には町で伐採する事ができません。

また、落枝や張り出した枝木に起因して事故等が起こった場合、所有者の方が責任を問われる場合があります。(※1：民法第717条、 ※2：道路法第43条)

以上の事から、竹木の所有者においては適正な管理・伐採等をお願いします。



建築限界の範囲

建築限界とは、自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、樹木等が道路に入ってはいけない空間のことです。車道の場合は「4.5m」、歩道の場合は「2.5m」の範囲に樹木等が張り出していると建築限界を侵している可能性があります。

参 考

※1：民法第717条

1. 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。
ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
2. 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
3. 前2項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

※2：道路法第43条

何人も道路に関し、下に掲げる行為をしてはならない。

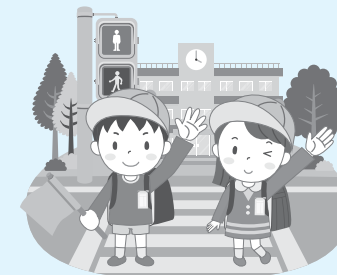
1. みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
2. みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞（おそれ）のある行為をすること。

【問合せ先】 町道について 茨城町道路建設課 ☎ 029-240-7115（直通）
県道について 茨城県水戸土木事務所 道路管理課
☎ 029-225-4061

小・中学生の通学中の安全確保に関するお願い

子どもたちの通学時の安全確保のため、保護者の方及び地域の皆様のご協力をお願いします。

- ・保護者の方は、子どもたちが自転車に乗る際のヘルメット着用の徹底にご協力ください。
- ・自転車通学中の生徒や、徒歩通学中の児童・生徒がいる場合は、徐行にご協力ください。
- ・通学で児童・生徒が通る道路に接する土地所有者は、枝木等（ブロック塀を含む）の適切な管理にご協力ください。
- ・不審者を見かけた場合は、警察に通報や学校への連絡等にご協力ください。



【問合せ先】 学校教育課 施設グループ ☎ 029-240-7121（直通）

消費生活センター

強引な訪問購入に要注意 ～貴金属の買い取りが目的かも？～

「不用品を買い取る」と訪問して来た購入業者に、売るつもりがない宝石や貴金属を見せるよう迫られ、強引に安値で買い取られてしまう訪問購入（訪問買い取り）のトラブルが増加しています。物品の返還を求めても「紛失した」などと言われて戻らないことや、購入業者と連絡がつかなくなるなどの事例も発生しているため、注意が必要です。

事 例

年配の女性から「どんなものでも買い取ります」と電話があり、洋服の訪問買い取りを了承した。しかし自宅に来たのは若い男性で、洋服を渡した後も「貴金属はないか」としつこく居座られた。
仕方なく金のネックレスを見せると、洋服とネックレスの買い取り代として3万円を渡され、持ち帰られてしまった。



⚠️トラブルにあわないために

- ・購入業者が許可なく突然訪問して勧誘する行為は禁止されています。
禁止行為を行う業者は家に入れないようにしましょう。
- ・事前に承諾していない物品の買い取りを行おうとしたり、断った後もしつこく居座り、再勧誘したりする行為も禁止されています。
売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、きっぱり断りましょう。
- ・売却する場合は**必ず契約書を受け取り、物品の種類や買い取り価格、事業者の連絡先を確認**しましょう。
- ・訪問購入には**クーリング・オフ制度**があります。不安に感じたらすぐに消費生活センターに相談しましょう。



困った時は早めに消費生活センター等に相談を！

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690（直通）
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時（土・日・祝日を除く）
消費者ホットライン ☎188（局番なし）

一般健康診査 及び 総合健康

診査（２）を実施します



事前の予約が必要です。期間内に予約をお願いします。

定員に達した場合は、申込期間内でも受付できません。

	【一般健康診査】							
	生活習慣病 予 防 健 診	特 定 健 診	後期高齢者 健 診	肺がん 結 核	肝 炎 ウイルス	前立腺 が ん	大 腸 が ん	胃がん 腹 部 超音波
19～39歳	●							
40～49歳		●		●	●		●	●
50～74歳		●		●	●	●	●	●
満75歳以上			●	●	●	●	●	●
対象条件 (年齢は 令和7年 3月31日 時点)	茨城町に 住民票が ある方	茨城町国 民健康保 険加入者 ※社会保険 被扶養者は 右ページを ご覧ください	健診当日 に満75歳 以上 (後期高齢 者医療保 険加入者)	40歳以上	40歳以上 で過去未 受診者	50歳以上 の男性	40歳以上	40歳以上 (既往等によりお断 りすることあり)
自己負担額	1,000円	1,000円	無料 【追加項目】 ※1)2,500円 ※2) 220円	無料	500円	500円	500円	1,000円
検査内容	問診 身体計測 血圧測定 血液検査 尿検査 心電図 眼底（両眼） 貧血検査	問診 身体計測 血圧測定 血液検査 尿検査 【追加項目】 ※1心電図 ・眼底（両眼） ・貧血検査 ※2血清クレ アチニン（腎 臓の機能を 調べる検査）	胸部 レントゲン 検査	血液検査 （B型C型 肝炎ウイル ス検査）	血液検査 （前立腺 特異抗原 PSA検査）	便潜血 反応検査 （2日採便法）	胃部 レントゲン 検査 （バリウム 検査）	肝臓・胆の う・すい臓 ・腎臓・ひ 臓の超音波 検査
申込先 申込期間	WEB申請（24時間受付） 10月14日（月）～31日（木） 右の二次元バーコードまたは町ホームページから （初めてご利用の方は、「利用登録」が必要です） 利用登録や予約ができない場合は健康増進課へお問い合わせください。							
	健診予約センター（オペレーター対応） 10月16日（水）～22日（火） ※日曜を除く ☎ 0570-077-150 午前9時～午後5時							



予約が正常に完了した場合は、健診日の1週間位前までに「健康診査予約票」または「総合健康診査予約票」を送付します。届かない場合は、ご連絡ください。
【問合せ先】健康増進課 ☎ 029-240-7134（直通）

【一般健康診査の日程・会場】		
月日（曜日）	会場	受付時間（30分毎時間指定）
11月11日(月)、25日(月)、 12月2日(月)、3日(火)、4日(水)、 5日(木)、15日(日)	茨城町総合福祉センター 「ゆうゆう館」	9：30～11：30、13：30～15：00
12月13日(金)		15：30～19：30
11月20日(水)	桜の郷コミュニティーセンター	9：30～11：30、13：00～15：00
11月29日(金)	下雨ヶ谷ふるさとコミュニティー センター	9：30～11：00
	旧川根小学校体育館	14：00～15：30
持ち物	①茨城町発行の各種健康診査受診券（5月中旬に郵送済） ②個人負担金 ③健康診査予約票 申込内容により ④尿容器、⑤大腸がん検査キット	

【総合健診の日程・会場】		
月日（曜日）	会場	受付時間
11月12日(火)、21日(木)、 28日(木)、12月6日(金)	茨城町総合福祉センター 「ゆうゆう館」	8：00～正午
持ち物	①茨城町発行の各種健康診査受診券（5月中旬に郵送済） ②個人負担金 ③総合健康診査予約票 申込内容により ④尿容器、⑤大腸がん検査キット	

社会保険被扶養者の方

ご加入の医療保険者等に受診の可否、自己負担額等をご確認ください。
受診の際の持ち物
上記①～③に加えて、医療保険者発行の「特定健康診査受診券」、「健康保険証」が必要です。

自己負担金免除制度について

次の条件①、②に該当する人は、申請により「特定健診」「後期高齢者健診の追加項目」以外の自己負担金が全額免除となります。健診当日、受付時にお申し出ください。
①生活保護世帯 ②町民税非課税世帯

その他

- ◆国民健康保険、社保（被扶養者に限る）にご加入の40～74歳の方は、「特定健診」を指定の医療機関で受けることができます。ただし、町で実施する健診の内容と異なる場合がありますので、医療機関に問い合わせの上受診してください。
- ◆人間ドック等補助対象者、すでに健診を受けた方は受付できません。
- ◆当日はマスクの着用をお願いします。体調がすぐれない場合は受診をお控えください。
- ◆健診の詳細、最新の実施状況については、町ホームページ等をご確認ください。

選挙における投票方法のご案内

不在者投票制度（期日前投票所・当日投票所以外での投票方法）について

投票は、皆さんの意見を政治に反映させるための大切な機会です。

不在者投票制度は、一定の事由に該当すれば、投票所以外の場所で投票することができる制度です。いずれも手続きを郵便等により行いますので、選挙の際にはお早めの手続きをお願いします。



●郵便等による不在者投票

障がい等により投票所に行くことが困難な方（下表に該当する方）は、郵便等により自宅等で投票することができます。

あらかじめ「**郵便等投票証明書**」の申請をしていただく必要があります。申請に必要な書類をお送りしますので、下記の問合せ先までご連絡ください。

手帳等の種類	内 容	等級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級または3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※「郵便等投票証明書」の申請は、選挙の有無に関わらず、随時行うことができます。

●指定施設（病院等）での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院・入所されている方が、その施設において不在者投票をすることができる制度です。

該当する施設かどうかは、各施設にご確認ください。

●他市区町村での不在者投票

投票期間中に他市区町村に滞在しており、町内で投票できない場合は、滞在先の選挙管理委員会が指定する場所で投票することができます。

あらかじめ町選挙管理委員会に投票用紙を請求していただく必要がありますので、選挙の際にはお早めにご確認ください。

【問合せ先】茨城町選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎ 029-240-7125（直通）

サイクリングイベント「茨城町サイクリングラリー！」開催

開催期間 9月17日(火)～令和7年1月17日(金)

サイクリング企画第4弾、「茨城町サイクリングラリー！」を開催します！

茨城町の各スポットにある二次元バーコード付きの看板をスキャンして、表示された次のスポットに進む周遊イベントです。町内を巡って、各スポットの写真をInstagramに投稿した人には抽選で、町の特産品「とっこちゃんの干し芋」が贈呈されます。

茨城町を自転車で走って、お気に入りの写真を投稿してください！

① コースを選ぼう！



- ②表示されたスタート地点へGO！
- ③スポットに着いたら、その景色と自転車を一緒に撮影！
- ④看板の二次元バーコードをスキャン！
次のスポットへ向かって、ゴールを目指そう！
- ⑤撮った写真をInstagramに投稿しよう！

写真を投稿するときは…

- ①Instagram公式アカウント「@gogo_funride」をフォロー
- ②ハッシュタグ「ggfnride2024」をつけて投稿
／投稿写真に「@gogo_funride」をタグ付けして投稿



【問合せ先】 商工観光課 ☎ 029-240-7124（直通）



イベント詳細はこちら！
公式HP

メンズフッキング教室

「簡単・楽しい・おいしい」メンズフッキング教室を開催します。
町食生活改善推進員と一緒に、料理を作る楽しさを体験してみませんか？
料理の経験がある方もない方も、どうぞお気軽にご参加ください♪

- ▶日 時 10月5日(土) 〔●受付 午前9時15分～9時30分
●講話・調理実習 午前9時30分～正午〕
- ▶場 所 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」 2階 栄養指導室
- ▶内 容 「簡単に作れるおいしい健康食レシピ」
旬の食材を使用し、食改さんが丁寧に指導します！
- ▶対 象 町内在住の男性（定員16人） ※定員になり次第締め切り
- ▶持 ち 物 エプロン、三角巾、米1合、手拭き用のタオルなど
- ▶参 加 費 200円（材料費） ※教室当日にお預かりします。
- ▶申 込 期 間 9月12日(木)～9月27日(金)
- ▶申 込 方 法 下記の電話または窓口にてお申し込みください。

【申込み・問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134（直通）
茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内
（土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分）

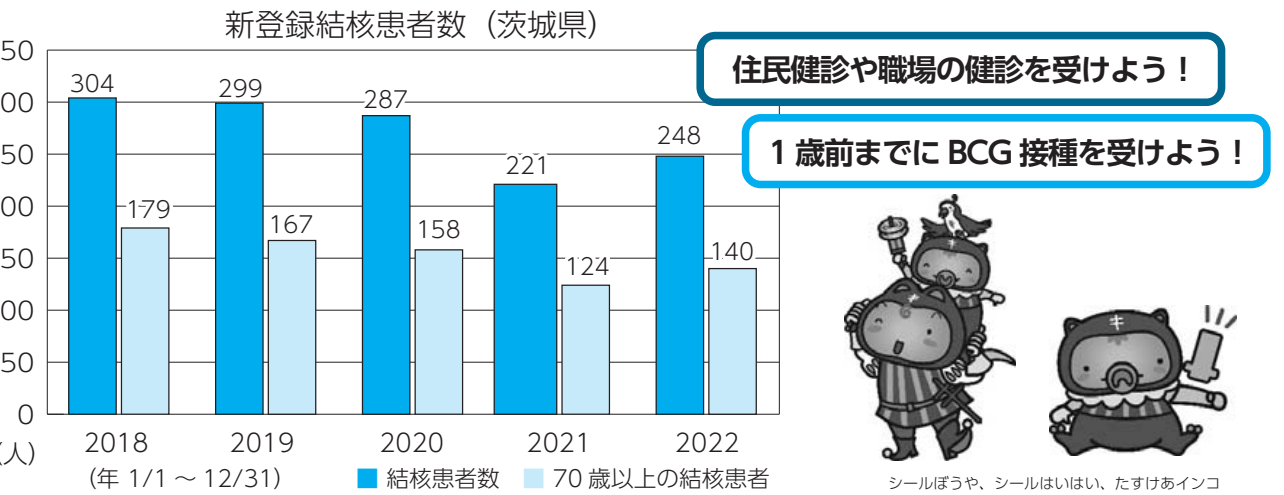


9月24日から9月30日は
結核・呼吸器感染症予防週間です!!

結核は、今も全国で年間1万人以上が新たに診断されている重大な感染症です。特に、高齢者の結核患者の割合が多い状況です。

結核は、菌を出している肺結核の人の咳やくしゃみなどの「しぶき」といっしょに、結核菌が空気中に飛び散り、それを周りの人が直接吸い込むことで人から人に感染します。

たんのからむ咳・微熱・身体のだるさなどが2週間以上続く場合には、**早めに医療機関を受診**してください。特に高齢者は、症状がなくても毎年、胸部X線検査を受けましょう。



【結核に関する相談・問合せ】 中央保健所 保健指導課 ☎ 029-241-0571

なくそう、障がい者への差別。誰もが生活しやすくなるために。
＜事業者による合理的配慮の提供について＞

事業者の皆様へ

障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から、事業者による障がいのある方への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

詳しくは、内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」をご確認ください。



また、合理的配慮の提供について、ご不明な点がございましたら、県が設置する「茨城県障害者差別相談室」までご相談ください。
研修会への講師派遣(無料)も行っています。
←詳しくはこちら

合理的配慮の提供とは？

社会生活において提供されている設備やサービスなどは、障がいのない方には簡単に利用できる一方で、障がいのある方にとっては利用が難しく、活動を制限してしまっている場合があります。このような社会的なバリアについて、**障がいのある方から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、負担が重すぎない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることとされています。**これを「**合理的配慮の提供**」といいます。

【問合せ先】 茨城県障害者差別相談室（茨城県福祉部障害福祉課業務委託先） ☎ 029-246-6049



認定こども園

10月

		長…長岡幼稚園 さ…さくらこども園		ま…まさみ幼稚園 い…いばらき幼稚園		飯…飯沼こども園 中…いばらき中央認定こども園	
日	月	火 1	水 2	木 3	金 4	土 5	
		中 親子ふれあい体操 教室 ま 園庭のみ開放 飯 身体測定 おはなしの会	い 寒天遊びをしよう！ 長 親子ふれあいタイム ま リトミック（ペンギン コース10：00～ノイル カコース10：50～）	ま クッキング ※要予約	飯 大好き！シール遊び ま 園庭のみ開放	ま 運動会（園行事に 参加）※雨天順延	
6	7	ま サーキット遊び 10：30～ ※要予約 さ ゆっくり過ごそう （大人のお茶会 ※ 母子分離）、ランチ タイム	長 読み聞かせ（ここ ろちゃんの会） 中 リトミックで遊ぼう！ 飯 秋の簡単フラワーアレ ンジメント～まつぼっ くり～（要予約）	さ やってみよう（ハロ ウィンの手形制作）、 ランチタイム 飯 【制作】 10月のカレンダー	ま 親子体操 子育て講座（栄養士） スポーツの秋!!（サー キット遊び＆ミニ運動 会）、ランチタイム	飯 秋の簡単フラワーアレ ンジメント～まつぼっ くり～（要予約） ま おはなし会 ※要予約	
13	14	中 親子ふれあい体操教室 飯 身体測定 おはなしの会	飯 手形アート「ハロウィン」 い 運動会ごっこをしよう！ さ 親子で楽しもう（秋の運 動会）、ランチタイム 長 つくってあそぼう （小麦粉粘土） ま ☆ハロウィンの製作	さ やってみよう（ハロ ウィンの手形制作）、 ランチタイム ま ☆ハロウィンの製作	長 誕生会 ま ☆ハロウィンの製作 飯 10月生まれのお友達！ 園児と“お誕生会” （要予約）9:45～	ま 土曜日の園庭開放・ 子育て相談 9:00～ 14:00 ※要予約	
20	21	さ 作って飾ろう（ハロ ウィンリース作り）、 ランチタイム ま ベビーマッサージ ※要予約	飯 お部屋案内スタン プラリー 中 ストレッチヨガ 長 戸外遊び	さ 作って外でピクニック（サ ンドイッチ作り・材料費 200円）、ランチタイム ま イベント：さつまいも掘り ※要予約 飯 【制作】ハロウィン用お菓子入れ い シャボン玉で遊ぼう！！	長 人形劇（しらゆきひめ） ま 園庭のみ開放 さ 作って外でピクニック（サ ンドイッチ作り・材料費 200円）、ランチタイム	飯 【制作】 11月のカレンダー ま 誕生会 ※要予約	
27	28	ま 園庭のみ開放 さ ベビーDay（お部屋 でハロウィンパー ティー：1歳半まで）	長 さつま芋掘り ま ☆イベント：ハロ ウィンパーティー ※要予約 飯 びんぴょんトランポリン	い ハロウィン制作 ま ☆イベント：ハロウィン パーティー ※要予約 さ 作って飾ろう（ハロウィン リース作り）、ランチタイム 飯 ビンゴゲーム 10：00～（要予約）	さ 楽しく過ごそう（ハロウィンパーティー ＆10月生まれの誕生会）、ランチタイム 飯 ハロウィン 9：45～（要予約） 長 親子ふれあいタイム（身体測定） ま ☆イベント：ハロウィンパーティー ※要予約		

長岡幼稚園 ☎029(292)4019
☆活動時間 午前10時～11時
☆うさぎ組(室内)の開放時間 各活動日の午前9時～午後1時
☆園庭開放 各活動日の午前9時～午後2時
☆おむつ換えやベッドを利用の方は、衛生食を持参の参加も歓迎します。
☆駐車場は、長岡小学校下をご利用ください。
☆育児相談を随時実施中です。お気軽にお声掛けください。
☆つくってあそぼうの活動は、チラシをご覧ください。
まさみ幼稚園 ☎029(293)7111
☆園庭開放・子育て相談(毎日) 午前9時～午後2時
☆随時実施しております。お気軽にご相談ください。
☆予約は、10月2日(水)午前9時から受け付けます。
☆表内☆印は同じ内容の活動を行います。いずれかをお選びください。
☆活動は午前10時から行います。
※詳しくはHPをご覧ください。お問い合わせは電話またはメール(HP内にあります)をお願いします。
飯沼こども園 ☎029(292)6888
☆要予約の受付 10月1日(火)8時～午前10時(電話受付)
☆要予約以外の活動は、月齢問わず誰でも参加できます。
☆園庭開放・育児相談(看護師等) 3・7・10・17・24日
☆育児相談(栄養士等) 3・7・10・17・24日
いばらき幼稚園 ☎029(292)0162
☆活動の会場は、いばらき幼稚園旧園舎になります。
☆トドラーズクラブ 親子で一緒に楽しく遊ぼう！
☆隔週火・水曜日 午前10時30分～11時30分
☆ベビーマッサージ 親子でスキンシップ(生後2か月～1歳未満対象) 年5回予定 午前10時30分～11時30分 ※要予約(園までご連絡ください)
☆その他 園庭開放・子育て相談(毎日) 午前8時～午後1時
※初めてのの方はお問い合わせください。
さくらこども園 ☎029(292)0007
☆園庭開放時間 午前8時～午後6時(月・金 ※要予約不要)
☆室内開放時間 午前8時～午後1時(月・金)
☆月水曜日の活動には事前予約が必要。初めの参加希望の方は電話で申し込み。
☆以降の方は参加したい日(週間前)から園に予約をお願いします。
☆製作などの活動は午前10時から行います。
☆誕生会は、誕生月のお子様以外も参加できます。

高齢者世帯対象

特殊詐欺被害を防ぐための電話機等の購入を補助します！

高齢者をターゲットにした特殊詐欺や不審電話等が多発しています。町では、特殊詐欺による被害を未然に防ぐため、防犯機能の付いた「電話機等」の購入経費の一部を補助します。

※先着順となりますので、上限に達し次第、終了とさせていただきます。

■補助金を受けられる方（補助対象者）

下記の①～③の要件をすべて満たす場合に限りです。

- ① 茨城県に住所を有し、現に居住されている方
- ② 令和6年度中において、満70歳以上の方のみで構成されている世帯の方
※同じ世帯に70歳未満の方が含まれている場合は、対象外となります。
- ③ 町税等を滞納していない方

■対象となる電話機等

次のいずれかの機能をもつ**固定電話機**、または**固定電話機に接続して使用する機器**。

- (1) 通話録音装置 電話着信時に警告アナウンスが流れ、通話を自動で録音する機能
- (2) 着信拒否装置 指定した番号・非通知・公衆電話からの着信を拒否する機能
※別途ナンバーディスプレイの契約が必要となります。

注）申請前に購入した電話機等は対象となりません。

■補助金額 購入・設置費用の5分の4（上限10,000円、100円未満は切り捨て）

■申請方法 電話機等の購入前に、秘書広聴課へご連絡ください。

※すでに購入したものは対象となりません。

■申込方法 郵送または窓口にて受付

【申込・問合せ先】 秘書広聴課 協働推進グループ ☎ 029-291-8802(直通)
(2階 12番窓口) FAX 029-292-6748



詳細はこちら

注意!

町内で野犬が目撃されています！

現在、町内において野犬が多数見かけられるという情報が寄せられています。

野犬は、家などの敷地への侵入や、飼い犬との喧嘩、吠えられたり追いかけられたりするなどの恐れがあるため注意が必要です。

野犬を見かけた際は、次のことに気を付けましょう。

1. 走って逃げない
2. 急に動かない
3. 大きな声をださない
4. 目をあわせない
5. 仔犬がいる所には近寄らない

～野犬を減らすために～

町では、茨城県動物指導センターと協力して、捕獲箱設置による野犬の捕獲を進めています。

野犬を見かけた方は、「いつ」「どこで」「どのような」野犬を見かけたかを、みどり環境課までご連絡下さい。

また、捕獲箱の設置にご協力いただける方もご連絡をお願いします。

【問合せ先】 みどり環境課 ☎ 029-240-7135(直通)



茨城がんフォーラム2024を開催します

10月は茨城県のがん検診推進強化月間です。県では、がん検診普及啓発のために、医師やがんを経験した著名人による「がん」に関する講演を聞くことができる、茨城がんフォーラムを開催します！

▼日時 10月27日（日）

午後1時～5時20分

▼場所 ホテルレイクビュー水戸

（水戸市宮町1-6-11）

▼対象 一般県民及び医療従事者

▼講演

・永井秀雄氏（県立中央病院名誉院長、さいたま記念病院名誉院長、自治医科大学名誉教授、練馬光が丘病院管理者）
・櫻井英幸氏（筑波大学医学医療系放射線腫瘍学教授、陽子線治療センター部長）
・川島章良氏 はんにゃ（お笑い芸人・腎臓がん経験者）

▼申込方法 県ホームページ（「茨城がんフォーラム2024」で検索または左記二次元バーコード）よりお申し込みください。

▼申込期限 10月22日（火）

茨城がんフォーラム
2024



【問合せ先】

茨城県保健医療部 疾病対策課
☎ 029(301)3224

「法の日」司法書士法律相談を開催のお知らせ

茨城司法書士会は、「法の日」にちなんで、相談会場を設けた面談の他、電話及びZoomによる無料相談会を開催します。

相続、借金、土地・建物、成年後見、財産管理、裁判、会社等に関するご相談およびこれに関連する登記相談などを承ります。お悩みの方はぜひご相談ください。

▼日時 10月5日（土）

午前10時～午後3時

▼場所 茨城司法書士会館

（水戸市五軒町1-3-16）

▼相談用電話番号

0120(187)643

▼その他 Zoom
相談をご希望の場合は、二次元バーコードより事前にご予約ください。



【問合せ先】 茨城司法書士会
☎ 029(225)0111

水戸ニューモラル講演会

思いやりの心で人生の新たな展望を拓く生き方を一緒に学んでみませんか。

▼日時 10月14日（月・祝）

▼場所 茨城県立歴史館 講堂

▼講師 大内和枝・砂川洋一・富澤信央（水戸モラロジー事務所）

職場のトラブルにお困りの方の「労働相談会」

解雇、パワハラなど労働関係のトラブルについて、県労働委員会の委員が相談に応じます。秘密は厳守します。相談し前日までにご予約ください。

▼日時

- ①10月9日（水）午後2時～5時
- ②10月17日（木）午後5時～7時
- ③10月25日（金）午後2時～5時

※電話相談も行います。

▼場所 茨城県庁舎23階 県労働委員会事務局（水戸市笠原町978-16）

▼料金 無料

▼予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

【予約・問合せ先】

茨城県労働委員会事務局
☎ 029(301)5563

自筆証書遺言書保管制度をご活用ください

「自筆証書遺言書保管制度」とは、自身で書いた遺言書を法務局で保管で

不動産鑑定士による不動産無料相談会

不動産鑑定士が、不動産の価格などのご相談に無料でお応えします。

▼日時 10月2日（水）

午前10時～10時30分、10時40分～11時10分、11時20分～11時50分（お一人様30分程度、完全予約制）

▼場所 茨城県開発公社1階 中会議室（水戸市笠原町978-125）

▼予約受付締切

9月24日（火）午後5時

▼その他 相談の際は公図写及び固定資産課税書類等を持参ください。

【予約・問合せ先】

（一社）茨城県不動産鑑定士協会
☎ 029(246)1222



きる制度です。保管場所にお困りの方や、書き替えなどのトラブルが心配な方、相続発生後に相続人等に見つけてもらえないかなどの不安がある方におすすめです。家庭裁判所での検認が不要となるメリットもあります。詳しい手続きは、水戸地方法務局ホームページまたは法務局で配布しているパンフレットをご覧ください。

【問合せ先】

水戸地方法務局 供託課
☎ 029(227)9917

防災行政無線の放送内容の確認にご利用ください

登録制メール配信サービス

放送内容を、放送と同時にメールで配信します。

登録用二次元

バーコードはこちら↓



防災行政無線テレフォンサービス

放送内容が、自動音声で流れます。

☎ 0800(800)8848(無料)

また、町ホームページにも放送内容を掲載しています。

【問合せ先】

総務課 防災・危機管理グループ

☎ 029(240)7125(直通)

企業版ふるさと納税を活用した寄附をいただきました

企業版ふるさと納税を活用して、タレントスクエア株式会社(八田新大代表取締役)より茨城町に10万円の寄附をいただきました。

いただいた寄附金に関しては、町が行う地方創生プロジェクトに係る事業に活用させていただきます。

これまでいただきました寄附については、町ホームページをご覧ください。



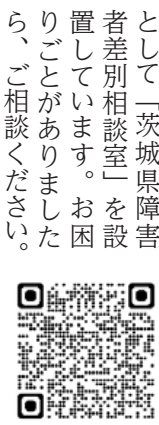
【問合せ先】

地域政策課 企画グループ

☎ 029(215)8003(直通)

茨城県障害者差別相談室のご案内

県では、障がいのある方への差別に関する無料相談窓口として「茨城県障害者差別相談室」を設置しています。お困りごとがありましたら、ご相談ください。



【問合せ先】

茨城県障害者差別相談室(茨城県福祉部 障害福祉課業務委託先)

☎ 029(246)6049

育児等生活資金貸付制度のご案内

県では、育児休業・介護休業中の勤労者の生活の安定を図るため、休業中の生活資金を低利で融資しています。

▼対象 県内在住の勤労者で、現在の勤務先に1年以上勤務し、前年税込年収150万円以上で、次のいずれかに当てはまる方。

・育児(介護)休業を所得し、休業終了後、復職することが確かな方。
・子の看護休暇、または介護休暇を取得する方。

・育児または介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方。

▼使途 期間中に必要な生活資金

▼金利 年1.5%(別途保証料率・年0.7%)

▼融資額 100万円まで(休業1月あたり10万円限度)

【問合せ先】 茨城県労働政策課

☎ 029(301)3635

またはお近くの中央労働金庫(県内)

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマーク・ヘルプカードを無料で配布しています。

▼配布場所 社会福祉課(1階2番窓口)で申請書をご記入いただきます。

▼必要なもの 障害者手帳、指定難病特定医療費受給者証、母子健康手帳等、申請事由が確認できるもの(手帳等をお持ちでない場合はご相談ください)

ヘルプマークを見かけたら？

ヘルプマークは、思いやりや手助けが必要なことが外見から分かりにくい方のためのしるしです。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

詳しくはこちら



【問合せ先】

社会福祉課

☎ 029(240)7112(直通)



編集・発行／茨城町 町長公室 秘書広聴課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080 ☎ 029-292-1111 FAX 029-292-6748